

62の行政区で行政区長が交代されました

【問】総務課市民協働推進係 ☎ 77・8419

今年度、新たに就任した行政区長への委嘱状交付式が4月12日、市民会館で行われました。この日までに行政区長の交代があったのは、市内322行政区うち62行政区です。式では金子市長が、出席した新任の区長に一人ずつ委嘱状を手渡しました。新しい行政区長は次のとおりです（敬称略）。

【柳河】▷新町=田中奉廣▷細工町一=富永勲▷細工町二=木山親房▷椿原町隅町南団地=奥井芳彦▷横山町=渡邊正博▷京町一=敦坂登▷京町二=遠藤泰裕▷西魚屋町=広松正昭▷辻町=東信宏▷上町=山田一子

【城内】▷一新町=森田久俊▷袋町=西原種重▷新外町北=佐藤照国

【沖端】▷西北町=江崎正人

【西宮永】▷柴原=鳥巢啓次郎▷内開第一=石橋秀美▷新開=梅崎満

【東宮永】▷鳥ノ水=井口久士▷鳥の水団地=江口直▷狛町中=横山隆美▷対米西=江崎重光▷新田=山田一弘▷番所西=西川公子▷三条東=鐘ヶ江嘉彦▷道穴東=石橋浩一▷道穴西=濱田正信▷道穴南=江口隆博▷東宮永中開=山崎清光

【両開】▷善内=城戸善則▷下八丁上=江口重信▷西六十丁東=亀崎英和▷東六十丁東=古賀政克▷橋本町=梅崎久善

【昭代】▷昭代沖田=北原達喜▷浜武=大曲豊喜▷昭南町=田中清徳

【蒲池】▷井出=吉開義則▷北矢加部=新谷信祐▷北本

村=大淵義正

【豊原】▷北徳益=横山義信▷四十丁=大坪豊▷上塩塚東=平田泰造▷下塩塚=佐藤虎喜▷四十丁樋=武末幸三

【大和】▷番所=松藤茂弘

【皿垣】▷二十五丁=内田利男

【有明】▷大和干拓=関正之

【中島】▷東上町=境照廣

【六合】▷六合古川=田尻杉則▷二丁=藤木正明▷江崎=田中真澄▷鷹尾北=佐藤靖彦

【二ツ河】▷新村=島添達也▷百町3=下川久美▷百町4=石橋英敏

【矢ヶ部】▷紺屋町=高田和廣▷枝光=乗富茂行

【中山】▷中山1の1=新開政紀

【垂見】▷垂見下=吉田武敏

【藤吉】▷散田西=鷹尾一彦▷高畑1の2=渡辺孝博▷高畑4=松藤秀子



金子市長（右）から委嘱状を手渡される新任の行政区長

悪質商法にだまされないで 5月は消費者月間

【問】商工振興課商工係 ☎ 77・8763

高齢者の悪質商法被害が増えています。「自分だけは大丈夫」と思っている、相手は「だましのプロ」。巧みな話術で、心配に思っていることや不安に思っていることをあおり、お金をだまし取ろうと狙っています。手口も親切を装ったり、怖がらせたり、同情心を誘ったりするなどさまざまです。被害を防ぐためには悪質商法の手口と、その対処方法について知っておくことが大切です。



■家庭訪問販売 → 家に入れない

家庭訪問販売は、突然業者が来て、商品やサービスなどを強引に契約させる方法です。高齢者は自宅にすることが多いため、多くの被害が出ています。具体的な例としては、家の無料診断を持ちかけ、シロアリの食害や老朽化がひどいので補修が必要と高額な工事契約を迫る「点検商法」や、NHKを装い地デジ化の工事を迫るなどの「かたり商法」などがあります。

対処法 一番の対処法は、家の中に入れないことです。いったん入れてしまうと長時間居座られたり、契約を強要されたりします。無理やり家に入ろうとしたり、しつこく契約を迫られたりしたら、迷わず警察に通報してください。

■電話勧誘販売 → 話しを聞かない

一方的に電話をかけてきて、しつこく契約を迫る販売方法です。強引な勧誘に押し切られたり、説明をよく理解しないまま契約したりするケースが目立ちます。具体的には、節税対策と称してマンション購入を勧誘したり、カニやイクラなど食品の購入をしつこく迫ったりします。

対処法 必要ないものは「いりません」とはっきり断り、すぐに電話を切ってください。電話が長くなると、相手は同情を誘ったり、脅したりして、だんだん断りにくくなります。断った相手に何度も電話をかけるのは法律に違反しています。何度もかかってくる時は、県の消費生活センターや警察に相談してください。また、電話機によっては、相手の電話番号が表示される機種や、特定の電話番号からの着信を拒否できる機種もあります。詳しい人に相談してみてください。

■催眠商法 → 行かない

締め切った会場に人を集め、言葉巧みに会場の雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができないようにさせ、最終的に高額な商品を売りつける商法です。日用品を無料で配り、得した気分させて、警戒心を解かせます。迷っている人を会場から出さず、強い口調で購入を迫ることもあります。このほか、高齢者の話を親身になって聞き「親切な人」と思わせ、大量の健康食品などを売り込む手口もあります。

対処法 会場に足を運ばないことが一番の防衛策です。いったん会場に入ってしまうと、相手の思うつぼです。場が盛り上がり「買わないと損」という気にさせられてしまいます。

■架空請求 → 無視する

「〇〇債権回収業者」などを名乗る会社から請求督促状と書かれたはがきが送られてきます。内容はアダルトサイトの利用料に関するものが多く、支払いや連絡をしないと自宅に取り立てに行くなどと書かれ、不安感をあおります。

対処法 無視してください。お金を払う必要はありませんし、連絡する必要もありません。連絡をすると電話番号を教えてしまうことになり、次々と督促の電話がかかってくるようになります。

■困ったときは相談してください

悪質商法の被害者は、「だまされたのは自分が悪い」とか「人に相談するのは恥ずかしい」「断ったら仕返しが怖い」などの理由で誰にも相談せず、泣き寝入りする例も多いようです。しかしそれは、悪質業者をのさばらせ、新しい被害者を生むことにつながります。困ったときは、少しでも勇気を出して最寄りの窓口に相談してください。

困ったときの相談窓口

- 消費者ホットライン ☎ 0570・064・370
- 福岡県消費者生活センター ☎ 092・632・0999
- 久留米市消費生活センター ☎ 0942・30・7700
- 市商工振興課 ☎ 77・8763

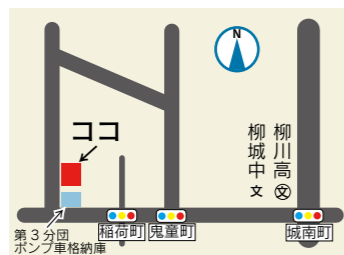
市有地3件を売却します

【問】財政課管財係 ☎ 77・8433

市は3件の市有地を売却します。申込資格があり10月31日までに最も早く申し込んだ人に売却します。なお5月6日から20日までに、複数の申し込みがあった場合は、先着順ではなく抽選で売却相手を決定します。**申込方法** 市財政課管財係（柳川庁舎3階）で配布する売却要領をよく読み、申請書に必要書類を添えて、同係に申し込んでください。

【Aグループ】

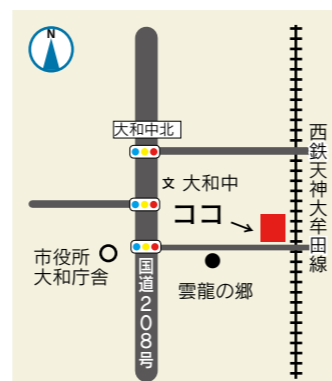
▷所在地=筑紫町字中道筋619番4▷地目=雑種地▷面積=330.57㎡(100坪)▷用途区域=準工業地域▷売却価格=935万5000円



【Bグループ】

物件番号1

▷所在地=大和町鷹ノ尾字哇無84番9▷地目=宅地▷面積=325.00㎡(98坪)▷用途区域=第1種住居地域▷売却価格=828万7500円



物件番号2

▷所在地=大和町鷹ノ尾字哇無84番8▷地目=宅地▷面積=325.01㎡(98坪)▷用途区域=第1種住居地域▷売却価格=828万7755円

※Bグループの物件は、自己の住宅を建築する以外の目的で購入することはできません。ただし1人で両方の物件を購入することは可能です。